

各指定介護老人福祉施設長 殿
各指定通所介護事業所管理者 殿
各指定短期入所生活介護事業所管理者 殿

茨城県福祉部長寿福祉課長

指定介護老人福祉施設等における生活相談員の資格要件の緩和について（通知）

日頃より、本県の高齢者福祉行政の推進にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
介護老人福祉施設等の運営基準における生活相談員の配置につきまして、県内事業所からの要望を受け、他県の状況等を参考に検討した結果、下記のとおり、生活相談員として配置できる者の要件を追加することとしたので、通知いたします。

各位におかれましては、ご了知のうえ、引き続き、適正なサービス提供に努めていただきますようお願いいたします。

記

1 生活相談員として配置できる者の要件

現行の要件	追加する要件
次のいずれかの資格を有する者 ・社会福祉主事任用資格 ・社会福祉士 ・精神保健福祉士 ・介護福祉士 ・介護支援専門員 } (※1)	次のいずれかを満たす者 ・社会福祉施設等(※2)で2年以上、介護又は相談業務に従事した経験を有する者 ・老人福祉施設(※3)の施設長経験者

※1 介護老人福祉施設、短期入所生活介護、通所介護に配置する生活相談員については、省令において「社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有する者」とされており、本県では、「同等以上の能力を有する者」について、現行では、介護福祉士と介護支援専門員としているところ。

※2 社会福祉施設等の範囲

- ・社会福祉法第2条に定める第1種社会福祉事業を行う施設
- ・介護保険施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院）
- ・療養病床又は老人性認知症疾患療養病床を有する病院・診療所
- ・指定居宅サービス事業所（訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売を除く）
- ・指定地域密着型サービス事業所

※3 老人福祉施設の範囲

- ・老人福祉法第5条の3に規定する施設のうち以下の施設
- ・養護老人ホーム ・特別養護老人ホーム ・軽費老人ホーム

2 適用開始日

令和8年4月1日より適用する。

3 参考事項

生活相談員の資格要件のうち「同等以上の能力を有すると認められる者」の確認書類

要件	確認書類等
介護福祉士	介護福祉士登録証の写し
介護支援専門員	介護支援専門員証の写し
(今回追加) 社会福祉施設等で2年以上、介護又は相談業務に従事した経験を有する者 ※ 介護又は相談業務に従事した経験とは、各社会福祉施設等において、利用者の介護に直接関わる職種又は相談業務（介護の提供に係る計画作成を含む）に直接関わる職種として勤務した経験を指します。 このため、管理業務、送迎業務、調理業務、清掃業務等については該当しません。	勤務先で発行する在職証明書（職務内容、在職期間が確認できるもの）
(今回追加) 老人福祉施設の施設長経験者 ※ 施設長経験者とは、施設長として1年以上の実務経験を有する者とします。	勤務先で発行する在職証明書（役職、職務内容、在職期間が確認できるもの）

【問い合わせ先】

茨城県福祉部長寿福祉課

介護保険指導・監査 G

水戸市笠原町 978 番 6 〒310-8555

TEL 029-301-3343 FAX 029-301-3348